

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 } 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う
医薬品の安定供給について

医薬品の安定供給について、平素よりご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和 2 年 4 月 7 日改正））が改正されたところです。

当該基本的対処方針において、厚生労働省は、医療提供体制を支える医薬品の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制の確保を進めることとしています。また、医薬品の輸入・製造・販売に係る事業者については、緊急事態宣言時に「三つの密」を避けるための取組を講じつつ、事業の継続が求められる事業者として明示しているところです※。

つきましては、引き続き、医薬品の安定供給を図る観点から、下記についてご理解いただくとともに、貴団体加盟企業に周知、徹底いただくようよろしくお願いいたします。

※参考 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和 2 年 4 月 7 日改正））（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者（抄）

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医

療関係者の事業継続を要請する。

- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

記

1. 特措法に基づく緊急事態宣言がなされた場合においても、医薬品の安定供給に寄与する業務を継続的に実施することが重要であること。

このため、改正後の基本的対処方針では、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県が業務継続を要請する事業者には、医薬品の販売業を含めており、当該要請に基づき適切に対応すること。

2. 処方期間の長期化による需要の継続的な増加、新型コロナウイルス感染症に対する有効性に関する情報等に基づく急激な需要の増加、医薬品の品薄情報等に基づく需要の動きなどに十分注視し、必要に応じて、発注元の医療機関等に対して使用目的等を確認した上で受注するなど、医薬品の安定確保のために必要な措置を講じること。

（連絡先）

厚生労働省医政局経済課流通指導室 電 話：03-3595-2421

以上